

京都市子ども医療費支給制度に関する決議について

京都市子ども医療費支給制度に関する決議を次のとおり提出する。

平成24年3月27日提出

提出者 市会議員 田中 英之 ほか38名
〔自民党市議団、公明党市議団、
京都党市議団〕

京都市子ども医療費支給制度に関する決議

今回の京都市子ども医療費支給制度の拡充は、府市連携により中学校就学前まで1箇月3,000円の自己負担で受診が可能となり、子育て世代にとって厳しい社会経済情勢の中、大変喜ばしいことである。

そもそも、子ども医療費の負担軽減は、国において全国一律で措置されるべきものであるが、今回の拡充は、国の措置を待つことなく、子どもたちの命と健康を守り、子育て世代への幅広い支援へとつながるものであり、評価できる。

しかし、それでも家計が圧迫される家庭もあり、更なる制度拡充を期待する声があることも事実である。確かに京都市財政が厳しいことは理解するものの、今回のように1段階ずつ計画的に制度拡充を図っていくことが必要である。

京都市独自の努力として、例えば、現行制度の0歳から2歳の1医療機関1箇月200円を3歳まで適用するには、約2億円程度の予算が必要になるが、様々な制度の見直しや、子育て支援策の中でも公民格差解消における財源の確保をはじめ、京都市全体の中から財源を確保することによって、計画的に取り組めば、実現可能なものである。

また、国の措置がない状況では、子育て支援とするのか福祉制度とするのかという問題があるものの、児童手当同様に所得制限を掛けることを検討してでも、受診機会の多い低年齢層から支援の拡充を図る必要がある。

よって京都市が下記の事項に積極的に取り組むよう求める。

記

- 1 受診機会の多い低年齢層に対して、京都市独自の努力により、限られた財源を重点的に配分するなど、1年1年検証する中で、現実的かつ計画的な制度拡充に努めること。
- 2 1箇月の通院分が3,000円を超える償還払い制度を見直し、速やかに高額療養費制度と同様に、3,000円までの窓口負担とすること。
- 3 子ども医療費支給制度の拡充は、子どもの命を守るセーフティネットとして、また、子育て世代の負担軽減策として、国の責任において、全国一律の制度を創設するよう、国に求めること。

以上、決議する。

年 月 日

京 都 市 会